

令和9年度

子育てのための施設等利用給付認定について

幼稚園や認定こども園（教育認定）の預かり保育や、認可外保育施設等を利用している方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を申請し、認定を受けることで、施設・サービスの利用料が無償化されます。

子育てのための施設等利用給付認定は次の3つに区分されています。

区分	内容	利用できる施設
新1号認定	<u>満3歳以上のお子さん</u> 新制度未移行の幼稚園で教育を希望する場合	新制度未移行の幼稚園 （教育課での手続きになります）
新2号認定	<u>満3歳に達した後最初の4月1日以降のお子さん</u> 保護者の就労等により <u>保育を必要とする場合</u>	預かり保育、 認可外保育施設、 病児保育 等
新3号認定	<u>満3歳に達した後最初の3月31日までにある</u> <u>住民税非課税世帯のお子さん</u> 保護者の就労等により <u>保育を必要とする場合</u>	

※「子どものための教育・保育給付認定」で2号又は3号認定を受けて保育所・認定こども園等を利用しているおさんは対象外です。

【無償化上限額について】

預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合、利用料として無償化される金額には上限があり、上限額は利用する施設・サービスにより異なります。月の利用料が上限額を超えた場合は、超過分が保護者負担となります。

対象者	幼稚園(新制度移行済)、 認定こども園	認可外保育施設、 一時預かり、 病児保育 等
	預かり保育	
3歳～5歳児クラス	490円×利用日数、 月12,300円まで	40,300円まで
町民税非課税世帯の 満3歳児	490円×利用日数、 月17,700円まで	45,700円まで
0歳～2歳児クラス ※町民税非課税世帯のみ		

※保育所・認定こども園と認可外保育施設等を併用している場合は、
保育所・認定こども園の利用料のみ無償化の対象となります。

※新制度未移行の幼稚園の利用については教育課へお問い合わせください。



【申請方法】

受付場所で受付時間内に、必要書類を提出してください。

◎受付場所 階上町すこやか健康課（階上町役場1階）

◎受付時間 8:15から17:00まで

◎必要書類

1 子育てのための施設等利用給付認定申請書

2 保育の必要な事由を証明する書類

※詳しくは「令和9年度認定こども園 保育所 幼稚園等 利用案内」をご覧ください。

3 【新3号認定のみ】保護者の「市町村民税額」が分かる書類

※令和8年1月1日又は令和9年1月1日時点で階上町に住所のない方は、前述の時期に住所があった自治体での「市町村民税額」が分かる書類が必要です。

ただし、申請書の個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）を記入いただいた場合は、上記の書類の提出を省略することができます。

※保護者が同居の祖父母の扶養になっている等、同居の親族が家計の主宰者と認められる場合は、その親族の市町村民税額がわかる書類が必要です。

その他、世帯の状況等を証明する書類が必要になる場合があります。

【お問合せ】

階上町 すこやか健康課 児童グループ TEL: 0178-38-1237

